

資料 4

道路・安全管理委員会
平成20年2月18日
道 路 局

市第135号議案「栄区庄戸三丁目及び 庄戸四丁目所在市有土地の処分」について

1 概要

当該土地は、昭和58年に道路予定地として民間事業者より取得しました。その後、平成元年度に横浜環状南線が国道の高速道路として位置づけられた基本計画が決定し、平成7年4月に都市計画決定されました。

つきましては、横浜環状南線の事業用地として、本市が保有している土地について、今回、国土交通省へ売却するものです。

2 土地の表示及び売却金額

所 在	地 目	地 積	単 価	金 額
栄区庄戸四丁目 1,356 番の 122 及び 1,356 番の 134	宅地	m ² 790.24	円 109,400	円 86,452,256
栄区庄戸三丁目 1,356 番の 170				
栄区庄戸三丁目 1,257 番の 202、 1,257 番の 203 及び 1,356 番の 1	雑種地	23,546.38	78,500	1,848,390,830
栄区庄戸四丁目 1,356 番の 121 及び 1,356 番の 187	宅地	4,421.73	57,900	256,018,167
栄区庄戸四丁目 1,257 番の 87	雑種地			
栄区庄戸三丁目 1,230 番の 192		4,035.55	52,200	210,655,710
合 計		32,793.90		2,401,516,963

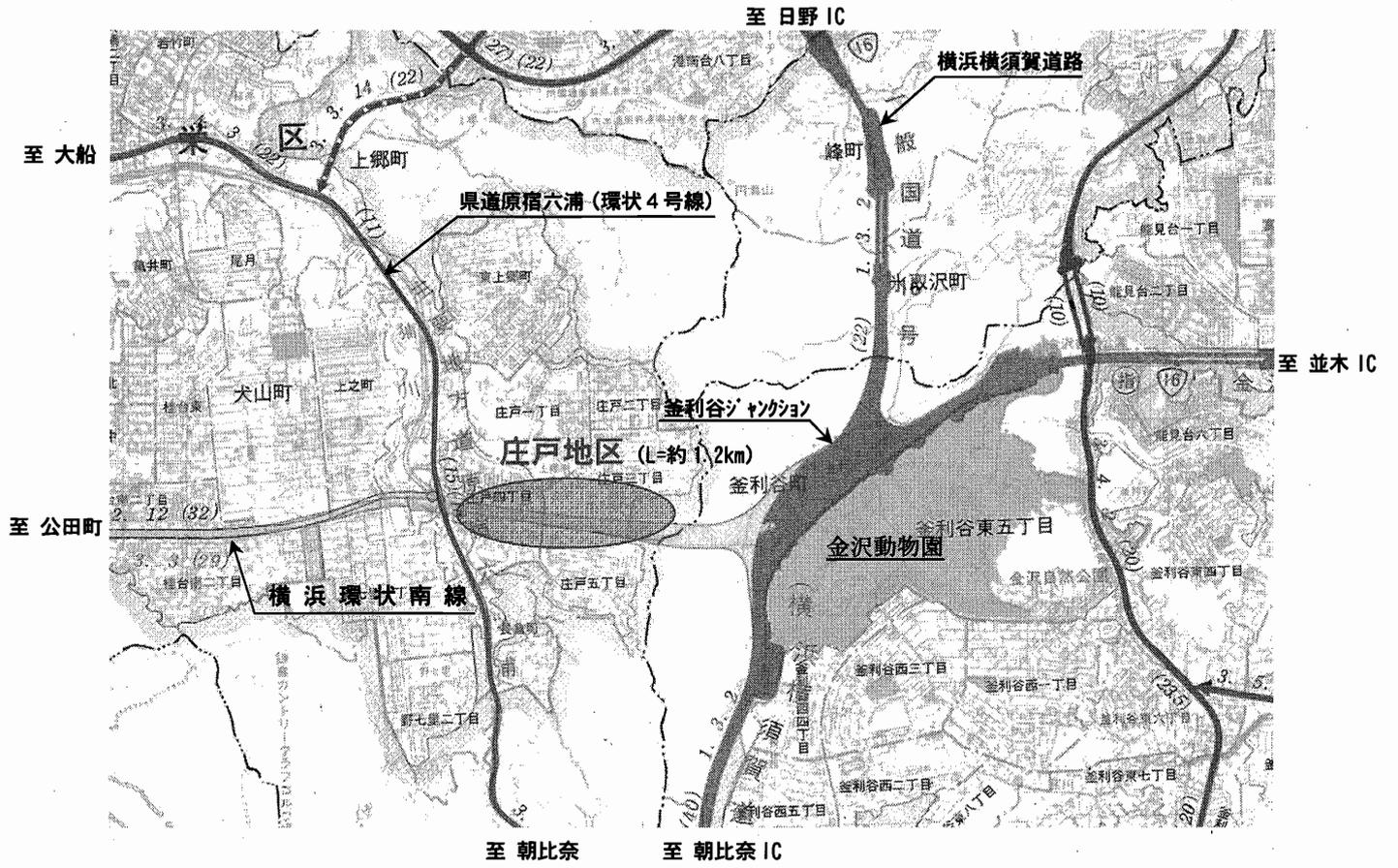
3 契約の相手方

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所
所長 安田 泰二

4 売却の経過

仮契約締結日 平成20年1月18日
本契約予定 議決後速やかに締結（2月下旬予定）
引渡し予定 売買代金完納時（3月中旬予定）

【案内図】



【詳細図】

